

令和3年第4回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和3年12月14日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 一般質問＜P 3～P 14＞
- 日程第 2 行政報告（町長）＜P 14～P 16＞
- 日程第 3 議案第 93号 令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 4 議案第 94号 令和3年度足寄町国民健康保健事業特別会計補正予算（第2号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 5 議案第 95号 令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 6 議案第 96号 令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 7 議案第 97号 令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 8 議案第 98号 令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業会計補正予算（第2号）＜P 16～P 38＞
- 日程第 9 議案第 99号 令和3年度足寄町国民健康保健病院事業会計補正予算（第2号）＜P 16～P 38＞
- 追加日程第 1 議案第 100号 足寄町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について＜P 38～P 41＞
- 追加日程第 2 議案第 101号 令和3年度足寄町一般会計補正予算（第10号）＜P 41～P 43＞
- 追加日程第 3 意見書案第9号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書＜P 43＞
- 追加日程第 4 意見書案第10号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書＜P 43～P 44＞
- 追加日程第 5 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜P 44＞
- 追加日程第 6 閉会中継続調査申出書（文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜P 44＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案第93号から議案第99号までの令和3年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得たので、一般質問通告書に基づき一般質問をしたいと思います。

質問事項、エゾシカによる農業被害と今後の対策について。

本町におけるエゾシカの農業被害については、平成29年から令和元年度の被害額については平均して1億円を切り、捕獲頭

数についても一般狩猟、駆除頭数含め平均1,700頭前後になっているとの報告を受けていますが、先日北海道のまとめとして、北海道東部では1万頭減の推定生息数31万頭、被害額は全道で2020年度前年比2億円増の40億円に上ると新聞報道がされました。

これを踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

1、令和元年度以降のエゾシカの捕獲頭数と農業被害額は。

2、鹿柵設置に当たって、新設及び補修などの補助金制度はどのようになっているのか。また、町として押さえている問題点、課題はないのか。

3、燃料費等の高騰、ジビエ人気があったもののコロナ禍で鹿肉の消費が落ち込んでいる現状を見たとき、ハンターの狩猟意欲も減少してきていると思われる。町独自の報償費上乘せについて、猟友会等への聞き取りを行い、状況に応じ対応していくことになっておりましたが、現状どのようになっているのか。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員のエゾシカによる農業被害と今後の対策についての一般質問にお答えします。

1点目の令和元年度以降のエゾシカの捕獲頭数と農業被害額についてですが、令和元年度が駆除1,405頭、被害額9,270万2,000円、令和2年度が駆除1,774頭、被害額9,743万8,000円となっております。令和3年度については、駆除期間が終わった10月21日時点で駆除1,484頭となっており、農業被害額についてはまだ算出されておられませんので御了承願います。

2点目の鹿柵設置に当たって、補助金制度はどのようになっているのか、また問題点と課題についての御質問ですが、平成8年度の農業生産体制強化推進対策事業から

平成24年度の鳥獣被害防止総合対策事業まで、継続的に各種事業にて、町内一円の鹿柵設置は整備を終了しており、以降は国の補助事業である鳥獣被害防止緊急捕獲対策により地域協議会である池北3町鳥獣被害対策協議会が主体となって、侵入防止柵整備に対応してきております。

補修については、足寄町天災等による有害獣（エゾ鹿）防除施設復旧事業により、被害を受けた施設の復旧及び修繕に要する経費の一部を補助しており、ほかには、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能直接支払交付金の中で、地域集落で対応可能な保守点検を行っております。

次に、問題点ですが、エゾシカ侵入防止柵の設置は、平成8年度から平成24年度まで施工し、整備延長は626キロメートルあり、足寄町農協鹿柵管理運営協議会と足寄町西部地区鹿柵管理運営協議会が鹿柵の管理を行っておりますが、毎年春先に点検見回り調査を行っている中で、老朽化した木柱、河川横断のシート破損等、年間の維持管理費など農業者の負担も増えてきていると聞いております。

課題については、国の補助制度では新設や既存施設の延長等でなければ補助を受けることができないため、エゾシカによる農作物被害を減少させるためにも、鹿柵整備における国の補助制度が既存施設の更新等も対象となるよう、国への要望を行っていきたくて考えております。

3点目の町独自の報償費上乘せについて、猟友会等への聞き取りを行い、状況に応じて対応することの現状についてですが、現在、エゾシカの駆除につきましては、町及び農協より1頭当たり6,000円、国の緊急捕獲事業により1頭当たり7,000円、小鹿については1,000円でございます。合計1万3,000円が支給されております。

国の緊急捕獲事業が廃止された場合には、ハンターの駆除意欲の低下が想定され

ることから、猟友会と協議しながら農林業被害の軽減のための対応を推進してまいりたいと思います。

以上、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 再質問をさせていただきます。

実はこのエゾシカ対策という鳥獣駆除ということで、昨年の9月の定例会で一般質問をさせていただいています。それで、状況的にはいわゆる被害額が1年前の調べた当時の数字からいけば、1億円を切っているのは分かっているのですが、額については増えてきているということでありまして、この額が増えたのはどうなのかなというふうに思っておりますけれども、いろいろ農業者のお話を聞いておりますと、農協で被害額については年に1回、農家さんにファクスを送ってどの程度あるのかということで、農協のほうで取りまとめをしているというふうに聞いているわけなのですが、そういった状況の中で足寄町の鳥獣被害防止計画が令和元年度に変更されてきている中で、9,300万円程度に抑えたいという町の考え方があるという中で、やっぱり被害額についてはちょっと増えてきているのかなと。ちょっと私の感覚でいけば、ちょっと疑い深いものですから、何か被害額については9,300万円近くで抑えていこうかなというようなちょっと考え方も見え隠れするのかなと。これはちょっと私の感覚ですから、それはちょっとなじまないのかもしれないけれども、そういった額の中で抑えていくのかなというふうにも思っておりますし、そういった中で、農業被害については総額なので、そのファクスが入ったものに対してお答えをしないという方もいらっしゃるというふう

聞いておりますので、多分実際の被害額というのはやっぱりこれよりちょっと上回ってくるのかなということも考えられるのかなというふうに思っておりますので、そういうことをちょっと私の感じた、お話を聞いて感じたことなのですけれども、そこら辺についてちょっと町としてはどういった押さえ方をしているのか、ちょっとお聞かせを願いたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 被害額についてですけれども、こちらのほうやはり農協から上がってきた被害額が正しいという観点ではありますけれども、報告されてない農家の方もいるということは多分いるのだろうとは思ってはおります。ただ、被害額につきましては、ある意味、何というのでしょうか、年度年度で被害の単価というものが各違ってきますので、多少の増減はあるのかなと思います。防止計画の中で9,300万円ぐらいで抑えたいということですが、できる限り抑えることにはこしたことはないのでしょうかけれども、全体的に考えたときにやはりそれぐらいの被害は出てしまうのかなという感じでは押さえております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ものによっては違うのかなというのは、それは分かっています。牧草なのか、豆なのか、デントコーンなのか、いろいろあるのだなということで、その年度年度の被害額については、その農作物のやられたものについて変わってくるから、それはしようないなというふうに思うのですけれども、やっぱりこの被害額がやっぱり1億円近いということではやっぱり足寄の第一次産業である農業を守るという観点からいえば、やっぱり大きい被害額なのかなというふうに思わざるを得ないというふうに考えているところであります。

それともう一つ、ちょっとここで聞いておきたいのは、基本計画の中では1,600頭ということで申請をしていると。そのうちの前は1,500頭で予算要求はしているのだけれども、大体1,400頭前後の鹿が駆除されているということで、毎年度毎年度変わってくるというふうに思っていますけれども、昨年あたりはいわゆる鹿の駆除頭数については1,500頭なのか600頭なのか、ちょっと分かりませんが、そこら辺どういった要求になっているのかお聞かせ願いたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 鹿の駆除に係る補助金の要望だと思うのですけれども、それにつきましては、前年度の鹿の捕獲頭数実績がありまして、それに基づいた形で要望を上げているということでございます。

今年度におきましては、昨年度の実績により十分な鳥獣被害防止総合対策交付金の内示を受けているということで、今年度についてはもう十分補助金が保証されているということで聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そうですね。前年度の頭数によって要求をするというのは当たり前なのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもこれ前回の一般質問でも意外と難しい制度になっていまして、12月に足りない分については補正予算の中で要求していくと。その分の足りない分については、補正予算をくぐってから次年度ですか、これ、支払いということになってくるということで、前はそういう説明を受けておりますので、そういったことでやっぱり1万頭近くは道東で減ったといってみても、この足寄町内においてはなかなか被害額が減らないということでは、前年度対比に比べたら大体そのくらいで要

求めているということで、現在のところは足りているのかなというふうに思っていますけれども、そういったことで、今後以降については、これ単年度の制度でいなくなるか分からないという説明も前回受けておりますので、こういった制度がなくならないように、やっぱり町としてもきちんとやっぱり方針を立てながらこの鳥獣被害に対するものを立てていって、今後もいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それで、鹿柵のほうにちょっと移らせていただきたいのですが、町内一円の鹿柵の整備が終了していて、整備延長は626キロということであります。これ制度によって、国の制度によって、多分鉄柵から木柵に変わってきたという経過があると思うのです。当初は鉄柵があって、そして木材を使うということで変わってきているということで聞いてはいるのですが、いずれにしても木柵というのはここに問題点として書かれておりますし、老朽化をして腐れていると。ひどいときには鹿がぶつかって折られてしまうということで、多分農業経営者の方は多分苦労して春先に建て替えをしているということでありますけれども、新設で建てる、そして既存施設の延長でなければ補助金が受けることができないということでありまして、では例えば壊れた鹿柵については、では補修はどういったことになっているのかちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 壊れた補修につきましては、町の補助金がございます。それにつきましては、ある程度要件がございますので、被害額に応じてですけれども、40万円を除いた額の2分の1以内ということで補助金があります。

あと補修については、中山間ですとか、多面的機能交付金といった形の中で維持管

理等をしていただいておりますので、大きな額になれば町の補助金が該当になるかなということになっております。

すみません。町の補助金については、天災が起こったとき、災害が起きたときについてですけれども、普通の維持管理につきましては農協の管理組合に2つありますので、そちらのほうで、運営協議会ありますので、そちらのほうで対応していただいているという形になっております。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりましたというよりは、足寄町の農協の鹿柵管理運営協議会、西部地区鹿柵管理運営協議会が管理を行っているというのは分かりました。

それで、一般的な補修については中山間の交付金を使ってやっているということですが、いろいろ聞くところによりますと、いわゆるこの2つの協議会、お金があるという言い方悪いですが、ある程度あるところとないところがあるというふうに聞いております。このままいけばなかなか中山間の中で大きく壊れた場合、大変だなということも聞いておりますので、そこら辺ちょっとどういう押さえ方をしているのかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 通常の維持管理については協議会のほうでやっていただいているということですが、大きく壊れたといったときには、それは多分ある程度冬の雪による災害だとか、大雨による災害が該当してくるのかなということで考えております。

多分大きな被害があった場合には、そういった災害の適用があって町の補助金が該当になってくるのかなと思っております。

あと、普通でいけばそんなに大きく破損することというのはあまり考えられないかなと思いますので、そういった場合には集落の方が中山間の事業ですとか、多面的の事業ということで対応していただければと

思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今のお答えでいえば、大雨だと今回螺湾のほうで水害があって、多分あちらのほうでも大きく壊れている箇所があるのかなというふうに思っています。そういった場合は被害額のいわゆる40万円に対して2分の1という、先ほど天災ということでありましたけれども、では雪害だとかというのはどう見ていったいいのかなというがあるのですね。どう見ていったいいのかというのは、100メートルにわたって壊れたから40万円かかったよと。そうしたらそれについては2分の1町で補助するというのは分かるのですけれども、多分いろいろ見たり聞いたりしたら、場所がいいところは手作業でも機械入っても簡単にやっつけていけるのですけれども、いわゆる場所の悪いところ、機械を持っていった機械ですとやっつけていかなければならないというところがなかなかあるのですね。そういったときに、中山間の交付金はいろいろあるのでしょうかけれども、そういったことでやっぱり機械的なものを使っていかなければいけないというふうに、私どももちょっと見ていて大変だなというふうに思っているのですよね。ちなみに個人で鹿柵を張った場合、200メートルで50万円かかるとお聞きしています。それがやっぱり農業をやっている方にしてみれば、そういったものが使えない場合、個人でやるというふうになれば200メートルやるのに50万円かかるのですよね。畑の200メートルといったらすぐなのですよね。だからそういったことも考えてみたときに、やっぱりこれ補助金制度もあるのですけれども、今後以降そういったもので相当なまた老朽化が激しくなってきた、ちょこちょこちょこちょこ壊れるのだったら負担が大きくなっていくのかなというふうに思っているのです、先ほども言っ

たように、お金を持っているってちょっと言葉悪いのですけれども、ちょっと蓄えのあるところ、ないところというふうに考えたときに、この先ちょっと不安になってくるのかなというふうに自分自身は聞いて思っておりますので、そこら辺ちょっと今後以降もうちょっと対策として考えていったほうがいいのかなというふうに思ってますけれども、40万円の2分の1ではなくて、では何かあればちょっと助けられるようなというような体制というか、今から考えられないでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 鹿柵の管理については、農協の中に2つの運営協議会がございまして、先ほど申し上げた足寄農協の鹿柵管理運営協議会とそれから西部地区の鹿柵管理運営協議会と2つに分かれてまして、それぞれ農家の方たち自分たちで毎年毎年負担金を払って、その中で管理をみんなですていこうということでやっています。ですから、基本的な管理については、この管理運営協議会の中でやっていくということで、先ほども申し上げましたように、春先だとかに一旦全部全体を見てきて、壊れているところだとかというところを直しているというところです。

これというのは、その年その年にもよって違いますけれども、そんなに大きく壊れるということは多分ないのだというふうに思っています。それで、やはり大きく壊れる場合というのは災害のときでありまして、この間の大雨降ったりだとかというように、どうしても壊れる可能性があるということでもあります。そういう災害のときには、町としてもそういう災害に遭った部分の支援をしていこうということで補助を出しているという形になっておりますので、基本的にはそういう今までやってきている枠組みの中で、制度の中で修繕、補修、そういったものをやっていただくということになるのかなと考えております。

災害も状況によっては非常に大きな災害になったりだとかする場合もあって、そうすると先ほど言ったような基準の中ではなかなか大変だという場合もあります、確かに。そういうこともありますので、そういったときにはそれぞれ農協さんと、農協の担当職員ですとかとも協議をしながら、どう補修というか修繕を進めていくのかといったところを十分協議しながら進めているという状況でありますので、御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） やはり今から計画的にというか、計画的にというのでないのですけれども、やっぱり鹿柵に使用しているくい、あれはカラマツなのだろうというふうに思いますけれども、それに防腐剤を塗って、10年か15年したらやっぱり根元から折れてしまうということもあるので、私は何もお金だけの支援でなくて、例えばそういったことが起きた場合、少なくとも町有林の木を切って、間伐材でも何でもいいのですけれども、例えばそういったところに応急的にお金でなくてそういったもので対応するだとか、様々なことを考えていかなければならないと思っているのです。というのは、もう近年、この先ずっとそうなのですけれども、ちょっと大雨が降れば川があふれて、特に螺湾地区のほうもそうなのですけれども、そういったことで鹿柵も流されたり、多分お金はかかるのは多分川の中に入っているテントをかけて、鹿が入ってこないように、川から入ってこないように、防止立ててる網だとか、テントみたいのがかかっているのですね。ああいうのがやっぱり大きく壊れている。そして、あれがやっぱり壊れていくのにはやっぱり川から流れてきている水だけでなく、木だとか何とかが引っかかって、そこでせき止められて、水がせき止められてやっぱり壊れていく。そういうふうになっ

たら結構大きい被害になってくるのです、あれ見てたらね。そこで改修してやっていくという手間暇を考えたら、やっぱりすごい労力がいると思っているのです。組合ですから、その協議会ですから、年間に何回か、一回でも春先補修はするのでしょうか、そういった災害が起きた場合、大変な思いをするということでは40万円の2分の1というものもあるのでしょうかけれども、あと国からもその中山間の補助金等々もあるのでしょうかけれども、そういったこともやっぱり将来的に考えていけないのかなという思いがあるのですよね。そこから辺いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 制度の中身についてはちょっと今ちょっと話ししていると、総額から40万円を除いて、除いた部分の2分の1ということですので、40万円の2分の1ということではございません。ですから、総額例えば100万円かかったとしたら、40万円除いて60万円の2分の1ですから30万円というようなことになるのですけれども、そういう支援する制度を一つ設けているということが一つです。

今、二川議員からお話あったように、この間の大雨のときにもやはり河川の部分というのはやっぱりお話のとおり、河川部分がやはり一番壊れやすいというか、どうしても水が流れて、そのテントにいろいろなものが引っかかって、そこで引っ張られて、その周りの鹿柵に影響が出てくると。その部分、河川にかかっている支柱だとかテントだとか、そういったものが壊れるというようなことで、結構沢地帯でありますから、河川も結構いっぱいあたりとかするわけで、そういったところで壊れる部分というのは非常に大きいのかなというところでもあります。

今までも基本的にはそういう形の中で、今までも災害において壊れた鹿柵については町の補助も出しながら、それから農家の

方たちの地域の方たちの負担も頂きながら、そういった形でやっているということでもありますので、大きく今の制度を変えるという今予定はございませんけれども、先ほども申しあげましたように、状況を見ながら、どうしたら一番効率よく修繕ができるのかだとか、そういったものは農協の職員などとも協議しながら進めていくということで実施しておりますので、御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ちょっと理解不足で申し訳なかったのですが、総額から40万円引いた額の2分の1ということで、ちょっと自分の認識がちょっと違ったので、今のあれでよく分かりました。

やっぱり災害いつ来るか分からないということで、今後もやっぱり地球温暖化だとか、こういったことで、この間も何かアメリカのほうでハリケーンがあったように、ちょっとあんなことが起きるのか起きないのかちょっと分かりませんが、そういったことも考えながら、やっぱり営農が続けられるようなやっぱりこういった鹿柵の対策も考えていかなければ、農家の戸数も減ってきている中で、規模を拡大していくと。そうしたらやっぱりちょっと土地から、家から土地まで離れてしまう。そこまで管理していくというのもなかなか大変な状況もあるので、そういったことで、この補助制度については分かりましたけれども、やっぱり何かあったときに対応できるような、先ほど言ったようにね、金銭的なものでなくても木材でも何でもやっぱりそういったことでやっぱり対応できるようなことも考えていってほしいと。これは今後ですけれども、今後そういったことも考えていってほしいなというふうに思っていますので、そこら辺についても検討していただきたいというふうに思っております。

それと、報償費の関係なのですけれども、これも前回の町長の答弁ですか、あの中でも猟友会と協議しながら対応していきたいということで、今回も同じ文言になっておりますけれども、いずれにしてもハンターさんから今言われているのは、総会も行われていない、このコロナの中で。そしてなかなか自分たちの身近な話も聞いてもらえないということで、ずっと聞いていたら猟銃の弾、かなり値段上がっていると聞くのですよね。何か猟銃の弾というのは、まとめて何十発だか買ったら大体使い切るまで時間がかかると。また買いに行ったら結構値段が上がっていると。また足りない分については、これ警察か何かの許可を受けて、また申請をして、また弾を買わなければならないという仕組みになっているみたいでして、また買いに行ったらまた値段が若干上がっているということなのですよね。何を言いたいかといえば、一般狩猟は趣味の方、これは趣味の方でいいのです。だけれども駆除となれば、有害駆除となればやっぱり農作業被害、農業の被害を減らすだとか、林業の被害を減らすということで多分この1,500頭というのは、国、道に要求をしてそういったものをもらっているということなのだろうというふうに思っております。

それで、燃料代も本当にすごく高くなったということで、一回燃料、2日間燃料入れれば大体、何かランドクルーザー乗っている人で4,000円から5,000円かかるそうなのです、山に行ったら。それで1頭も捕れなかったら、5,000円だとか、弾代だとかいろいろ考えたら、言われている1万3,000円の中ではなかなかペイができないという言われ方もしているのですよね。

そういった中で、やっぱり農業被害やそういう林業被害を減らすということについてはやっぱり町独自の報償費というのを考えたほうがいいのかなと。現段階ですよ。

あまりにもちょっと燃料代が高いということで言われてますので、一般狩猟は趣味、だけれどもいわゆる有害駆除についてはやっぱり町の第一次産業を守るためということで考えれば、やっぱり必要なのかなと。500円、1頭につき500円でもまあまあそんな高い金額でないというふうに言われてますけれども、だけれども一方では町の財政を考えたときには、いや、そこまで出資できないと言われるかもしれません、これは。それは分かってます、厳しい財政状況というのは。そういった中でもやっぱり1億円の被害をまあまあ半分に減らしていくというふうになればやっぱりそのまた所得的な税金入ってくるのであれば、そういったことでやっぱり報償費のことも真剣に考えていただけないのかなというふうに思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 報償費の関係なのですけれども、うちでいけば町と農協で6,000円、そして駆除で7,000円ということになってございますけれども、ほかの町村と近隣の町村と比べましても、それほど高くもなく低くもないということなので同じぐらいの報償費を払っているというふうに考えておりますので、今現在でいけばほかに報償費の上乗せということについてはちょっと今のところ考えていないということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） なぜ報償費のことにこだわっているかといえば、実は今年ハンターをやって生計を立てたいという方が、何か螺湾に1名若い方入ってきたと聞いているのですよね。そういった方がいれば、本当に何ですか、ジビエをやっている方も今実際協力隊でいて、今そうやって事業を起こしている方もいると。また新たに

そういった方が入ってきている中で、本当にこれ、鹿だとかキツネ、タヌキ、カラス、ハト、熊もそうなのでしょうけれども、そうやって意気込みを持ってきている人が嫌になって帰ってしまわないのかなというふうに思っているのですね。それで、前回のときもハンターの平均年齢59歳、そしてもう多分59歳から上がっているのだらうとも思うのですけれども、最高が前回のときには83歳というふうになっておりますけれども、そこら辺そういった町で新たに入ってきたという方把握しているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） ハンターが新たに入ってきたというか、猟友会に新たに加わられたという方でいきますと、今年度30代から40代の方5名が新たに加わられておまして、合計で会員数が53名となっております。最低年齢が30歳で、最高年齢が85歳でありまして、平均年齢は59歳となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ということは、前回の質問のときよりもハンターさんは増えているということで、まあまあいいことなのかなというふうに思っておりますけれども、例えばどこから移住してきたかちょっと御存じありませんけれども、そういった方が狩猟で食ってるのだと意気込んで入ってきて、なかなか駆除も捕れない、一般狩猟も難しいと。何か聞くとところによると、まだライフルの所有者でなくて、何か散弾銃の所有者でなかなか厳しいというふうに聞いているものですから、そこら辺そういったせっかく意欲を持ってきた方がここでやっぱり暮らしていけるような状況も含めてつくってあげないと、やっぱり生活ですから大変なのかなというふうに思っているところでありまして、そこら辺も押さえていますよね。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 1名の方ですね。狩猟を主にして生計を立てていきたいという方が入ってきているという方は1名いまして、それは話は聞いております。ただ、散弾の免許しか持っていないというのはちょっと把握はしておりませんが、第1種の免許ということで火薬を使った銃の免許は持ってもらえるということで話は聞いておりまして、次年度、まだ今年はまだ猟のほう始まっていないので、来年度からは狩猟というか、報償金をもらった形での生計を考えているというふうには聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 私も個人を助けるために言っているのではなくて、やっぱりそういう若者が入ってきているということはすごくいいことだと思っているのです。そこで生計を立てる。そういったことがやっぱり広がっていけばまた新たに來てくれる方もいるのかなと。やっぱり人口減対策にもなってくるのかなと。いろいろやっぱり考えてしまうのですよね、自分としては。そういったことでやっぱり猟友会のほうも結構苦労していると。ある方についてはやっぱり生活が大変なので、ではパトロールを任せてあげようかとか。そういったことでやっぱり苦慮しているみたいなのです。そういったこともちょっと押さえているでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） パトロールとかそういうのをしている方というか、ある意味一般狩猟が始まったときに、ガイドですとか、そういう方をやっている方も聞いてはおります。

パトロールというか、そういう方をやっている方はちょっと聞いてはいないので、ガイド、本州からの一般狩猟で来られる方のガイドですとか、そういうことをやって

いるという方は聞いております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 分かりました。

パトロールというのは九大だとか森林管理署のほうで、何かやらせているみたいで、何日かちょっと分かりませんが、日数はちょっと分かりませんが、それで、猟友会で順番で出ているみたいです。ちょっとこれ総会などやってないからなかなか分からないだろうと思うのですが、そういったことで1万円ちょっとになるといったかな、そのパトロールで。それでやっぱりお互い仕事を持っている方、仕事がない方、そして狩猟でいわゆる飯を食ってる方、そういったことで猟友会のほうでもやっぱり大変だから、では俺はもう行けないのでパトロールお願いしますとか、そういう何かやっているというふうに聞いて、意外と猟友会の中ではそういったことで回しているというか、そういったことも聞いてますので、それはちょっと町のほうに九大とかになれば全く関係ないのですが、そういったことでやっぱりやっているというふうに聞いてますので、多分町有林のパトロールとかないのだろうと思うのです。だからそういったことで、やっぱり猟友会の中でもそういったことで苦慮しながらお互いを助け合ったりしているというふうに聞いてますので、多分こういったことについても多分猟友会の議案の中で出てくるのか出てこないのかちょっと分かりませんが、そういったことで苦慮しているという話もちょうとハンターの方から、何名かから聞いていますので、そういったことでちょっと町としてもそういったことを押さえながら、本当に課長いわく報償費値上げは考えていないと。いわゆる両隣の町村だとか、十勝管内の市町村見てもそんなにそんなに変わらないということも言われてますので、たくさん出せというのではなくて、やっぱりそういったことも一

つの努力として、町長も言ってますように、猟友会と何か機会があればちょっと話を聞いてあげて、検討していただきたいというのが私の気持ちでありまして、どうですか、町長、検討を、今先ではないですよ、今ではないですよ。本当は今とりたいのです。来年度予算がありますから。だけれども、そういったこともあるのですけれども、厳しい財政状況、先ほども言いましたけれども、そういった中ではなかなか難しいというのは自分も感じてますけれども、そういったことでやっぱり今後以降営農者が苦勞しているという部分を感じながら、そういった一方ではハンターの人も苦慮しているということも考えながらやっていただきたいというふうに思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 確かに農業被害も、この被害額を取りまとめた頃からはいくと、そんなに減ってないという状況なのかなというように思っています。

私も若い頃にこういう農業被害だとか、エゾシカ被害だとか、そういったのを少し携わったことありますけれども、その当時も1億円を超えているぐらいの被害額があって、1億円、北海道の中でも1億円の被害が、エゾシカの被害で1億円もあるというのはなかったと。足寄町ぐらいだったですね、その当時。それが結構長い期間続いてきて、最近になって少し1億円を切るようになってきたのかなというところがあります。

そういったことで、非常に鹿の被害というのは多いという、多い地域なのかなというように思っています。それは国有林がやっぱり周りありますし、それから阿寒摩周国立公園があったりだとか、比較的やっぱりエゾシカの生息のしやすい環境がすぐそばにあるという、そんなこともあるのかなというように思います。

そういう地域でありますので、農業やっ

ていく上ではその農業被害というのを少しでも減らすことがやっぱり肝腎なことなのかなというように思ってます、昔でいけば農家の人たちが皆さんハンターさんになるというか、自分のところの畑を守るということも含めてだと思えるのですけれども、鉄砲持ったりとかしてハンターさんになって有害駆除なども行っていたという状況でありますけれども、だんだんそういうことができなく、営農のほうやっぱり大変でなかなか有害駆除だとかそういったところにまでなかなか手が回らなくなってきているというの、最近の傾向でいけばそういうことなのかなというように思っています。

そういった中でやっぱり有害駆除を担っていただいているハンターさんたちがやっぱり高齢化してきて少なくなってきているというのも事実ですから、有害駆除もなかなか大変になってきているのかなというように思っています。そういった意味で、ハンターさんたちのいろいろと意見なども聞きながら進めなければならぬ部分というのはいっぱいあるかなというように思います。

ただ、先ほどの報償費でありますけれども、町としても町独自のということでお話ありましたけれども、町と農協で分担しながら6,000円というのは、これは言ってみれば町の独自の、農協さんも一緒にやっておりますけれども、独自の報償費でありますし、それにあわせて国から7,000円という、そういう報償費も頂いて、それを合わせて1万3,000円ということになりますので、そういったことで一定程度の保障というか報酬はお支払いできているのかなというように思っています。確かに最近燃料だとかがだんだん高くなってきて、鉄砲の弾も高くなってきているだとかということではなかなか有害駆除に携わっていくにはなかなか大変だよというお話もございましたけれども、やはり1万3,000円のこの支

給が一定程度これからも継続していくように、町の負担とプラス国の補助金なども頂きながらやっていけるような形で行ければいいかなというように思っております、先ほど二川議員からもお話あったように、国の補助金もいつ終わるか分からないというようなこともありますから、やはりこの部分、これからも継続して国からの補助もきちんと出していただくという形でいけるように、要望もしながら進めさせていただければというように思っておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、町長が答弁されたように、町と農協さんもやっぱり補助を出して、報償金を出しているということで、それはそれで理解はしています。

それで、ここでもう一つだけちょっとここで言わせていただきたいのは、前回もそうだったのですけれども、残滓処理、約200万円かかっていると。これは国の補助金の7,500円を7,000円に削って、その分については残滓のほうの処理料に回しなさいよという趣旨の前回説明だったなというふうに思っています。少なくとも、この200万円程度のお金の残滓処理料についてもどうにか見てもらえないのかなという気持ちもあって、話をしていることであって、報償費は報償費、もうきついなというふうに思われるのであれば、残滓処理の金額について町では見れないのかなという思いもあるのですけれども、そこら辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 残滓処理でありますけれども、これも国からの補助金の中で賄わせていただいている部分であります。ただこれもやはり去年でいけば1,700頭余りの駆除がございましたけれども、ではこれ全てがその残滓の処理の中の費用

の中に入っているかということ決してそうではなくて、それぞれが処理をされている場合もありますし、それから残滓処理の残滓ボックスに入れていただいて、そこで新得で処理をしていただいている、そういう形のものもありますし、それぞれがその残滓をそれぞれ捕った方が処分をしているという形もありますので、全てが全て200万円で済んでいるということではございません。ですので、なかなか残滓ボックスに持っていかれる方たちと、それからやっぱり自分たちで処理しているという人たちの差というのがありますので、やはり持っていける人たちはそこに持って行って処理をする。それから自分たちで処理をしている人たちは処理をしているという形になりますので、一定程度町としてやれる部分というのは、残滓ボックスに入れていただいた部分については処理をしていこうという形になるのかなというように思っております、その部分についてはハンターさんそれぞれの判断でやっていただくような形になっていますから、今後においてもそういう残滓ボックスだとか、そういうものを設置しながら、そこに入れていただいたものについては町として処分をしていくという形で、今後も進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、町長の答弁で言わんとしていることは分かっているのです。残滓ボックスというのは、多分ハンターさんが捕ったものだけでなく、いわゆる投げっ放しのもも含めて、撃って死んでる、それをハンターさんが回収してきて残滓ボックスに入れるだとか、そういったことも含めてあるのだろうというふうに思っているのですけれども、ハンターさんが捕った部分で処分しているというのはちょっとどのくらいあるのかちょっと自分も押さえてませんけれども……よろしいで

すか。（議長「ちょっとまだ質問中ですから」と呼ぶ）

いいです、いいです。それはいいのです。

多分そういったことも実態としてあるのかなというふうに思ってます、残滓ボックスは。猟友会で回収をして、そこに入れてくださいよだとか、何というのですか、行き倒れだとか、犬に襲われたとか、ちょっと分かりませんが、そういったものも回収してそういった回収ボックスに入っていると聞いてますので、それは全部ハンターさんが撃ったものでないというのも自分は十分承知しているつもりですけども、そういったことで、そういったことで検討材料に値しないのかなということでお話をしているので、この先そういったことで検討していただきたいなということでお話をしているところです。

最後になりますけれども、今町として今までいろいろ報償金やら補助金というものをを出しているということもお聞きしていますし、少なくとも第1種の狩猟免許を持っている方については、登録料だとかハンター保険ですか、についても町の補助金で賄っていて、半分にはなりませんけれども、そういったことで猟友会のハンターさんに渡しているというふうに聞いておりますので、この制度というのですか、これについても今後以降なくしてほしくないということも言われておりますので、ハンターさん大体1万4,000円くらい負担をすれば町のほうから約五、六千円もらって、猟銃の更新、免許の更新だとか保険料を支払っているというふうに聞いてますので、このことについても今後なくさないようにしてほしいということもありますので、そこら辺ちょっと最後にお聞きしながら、私の一般質問を終わらせていただきたいというふうに思ってますので、よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、非常に被害額も大きくて農家の人たち大変ですと。有害駆除をしていただけるハンターさんたちもだんだん少なくなってきましたよと。そういう状況の中で、やはりハンターさんに対する支援というか、そういったものはやっぱり必要になってきますよねということなのだろうというふうに思っています。

ですから、今後も今までやってきているようにハンターさんに対する支援というのはやっていかなければなかなか有害駆除も進みませんので、今二川議員からお話あったように、いろいろな支援、今までやってきている部分、そういった部分も含めて今後も猟友会の皆さんといろいろ話をしながら、支援について進めさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今の町長の答弁でありましたように、今後ともちょっと猟友会の皆さんだとか、やっぱり農協関係者、そしてまた農業関係者と共に様々な知恵を練っていただいて、今後進めていきたいというふうに思ってますし、よしんば報償金等々も考える余地があれば今後検討していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、10番二川 靖君の一般質問を終えます。

これにて、一般質問を終了をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、追加の行政報告を申し上げます。

足寄町第6次総合計画の令和2年度事業実績、令和3年度事業実績見込み及び令和4年度から6年度までの3か年の実施計画について御報告いたします。

総合計画は平成23年の地方自治法改正により、市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画が必要であるとの認識の下、足寄町第6次総合計画に基づき毎年度実施計画の見直しを行うこととしております。

継続事業では、町道各路線の整備、公営住宅建設・修繕事業、住環境整備事業、上下水道の整備、保育料完全無償化事業、子育て応援出産祝金贈呈事業、足寄高等学校振興事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金等の事業を各年度計画的に実施しております。

令和2年度の事業実績は、資料1のとおりですが、新型コロナウイルスが猛威を振るったことから数多くの感染症対策や経済対策事業を行っております。

主な事業として、医療体制整備支援等事業では、町内の福祉医療施設等に配備する感染症対策の備品や消耗品を購入したほか、各種施設での感染予防対策事業を行いました。

特別定額給付金事業では、1人一律10万円の給付金を町内3,470世帯6,724人に支給しております。

また、プレミアム商品券発行支援事業、小規模事業者支援事業、商工会事業支援補助では、厳しい経済状況にある町内事業者

等への支援を行いました。

情報通信ネットワーク環境整備事業では、国のGIGAスクール構想に基づき、リモートによる授業等がスムーズに実施できるよう、町内全小中学校において情報通信ネットワーク環境整備を行いました。

次に、町民センター大規模改修事業では、老朽化が進んでいた町民センターの改修工事を平成29年度から4か年かけて行っており、最終年度の令和2年度は外壁、屋根、玄関などの改修を行っております。

里見が丘公園再整備事業では、公園灯の更新、野球場の改修、温水プールの内部改修等を行っております。

令和2年度の総事業費は38億6,430万1,000円で、計画に対する執行率は79.85%です。財源内訳は国庫支出金が14億8,560万1,000円、道支出金が1億3,090万2,000円、地方債が5億7,240万円、その他財源が5億2,544万円、一般財源が11億4,995万8,000円となっております。

令和3年度の事業実績見込みは資料2のとおりで、主な事業は高度無線環境整備推進事業として、町内における光ファイバー未整備地域への光ファイバー整備を行っており、来年度4月以降に供用が開始される予定です。

次に、地域生活支援拠点等整備事業では、障害者の地域生活への円滑な移行と自立支援を目的とする賃貸型住宅施設を整備しており、来年度4月から供用開始予定です。

足寄町営温泉浴場新築事業では、総合体育館東側を施設建設予定地として基本設計を行っており、今後は実施設計、用地取得を行うこととしております。

なお、本年度も国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、コロナ対策事業を数多く行っております。

今後も国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止と地域経済対策などにしっかりと取り組んでまいります。

令和3年度の総事業費の見込みは41億4,777万6,000円で、計画に対する執行率が122.27%となっております。計画値を大きく上回った主な要因としましては、令和2年度に予定していた高度無線環境整備推進事業を本年度に繰り越したことや新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費が増えたことによるものです。

財源内訳は、国庫支出金が10億5,151万6,000円、道支出金が1億4,365万6,000円、地方債が13億9,450万円、その他財源が4億6,931万5,000円、一般財源が10億8,878万9,000円を見込んでおります。

次に、令和4年度から6年度までの3か年の実施計画につきまして、去る11月29日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3の実施計画のとおり答申を頂きました。

実施計画の概要を申し上げます。

3年間の総事業費として105億2,332万9,000円を計上しており、財源内訳は国庫支出金が18億1,476万3,000円、道支出金が6億8,003万2,000円、地方債が31億2,590万円、その他財源が14億9,626万4,000円、一般財源が34億637万円を見込んでおります。

年度別の事業費は、令和4年度が31億2,254万8,000円、5年度が32億7,851万4,000円、6年度が41億2,226万7,000円を見込んでおり、現在の財政状況や社会環境の変化などを勘案し、新たな視点を加えた計画とさせていただきます。

今後も限られた財源の中で、適切かつ柔軟に対応し最大限の効果を上げられるよう努めてまいります。

3年間の主な事業を資料4の実施計画、

令和4年度から6年度、主な事業一覧にまとめておりますので御覧ください。

国、地方ともに厳しい財政状況が続いている中、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応も求められており、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢にあります。さらに地方交付税の減少など状況によっては今回の実施計画の内容を修正する必要性が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集に努め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めた上で総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、御報告といたします。

以上、追加の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 議案第93号から議案第99号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から日程第9 議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ3,126万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,670万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目車両管理費、第14節工事請負費におきまして、車両センター改修工事を410万8,000円減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

第14目企画振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、地域間幹線系統路線維持費補助金といたしまして2,177万8,000円を、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして959万円を、ふるさと足寄応援寄附推進事業といたしまして、ふるさと納税謝礼など合わせて574万円をそれぞれ計上いたしました。

第15目行政情報管理費、第12節委託料におきまして、仮想サーバー設定更新業務といたしまして279万1,000円を計上いたしました。

第16目職員住宅費、第14節工事請負費におきまして、南6条職員住宅便器更新工事を163万4,000円減額いたしました。

22ページをお願いいたします。

第17目足寄銀河ホール21管理費、第10節需用費におきまして、燃料費といたしまして128万3,000円を計上いたしました。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、障害者自立支援事業といたしまして、自立支援給付費1,999万円を計上し、医療費399万5,000円を減額いたしました。障害者地域生活支援拠点施設新築事業といたしまして、消耗品費など合わせて185万7,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金を911万円減額いたしました。

第2項老人福祉費、第3目介護保険助成費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、介護従事者就業支援等補助金といたしまして109万3,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料におきまして、児童手当システム改修業務といたしまして353万1,000円を計上いたしました。

第2目児童医療費、第19節扶助費におきまして、乳幼児医療費といたしまして216万3,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第3目子どもセンター運営費、第12節委託料におきまして、広域入所保育所委託業務といたしまして106万7,000円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、33ページまでになりますが、職員手当等委託料など合わせて1,121万6,000円を計上いたしました。

32ページになりますけれども、第4目環境衛生費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業といたしまして、これも35ページまでになりますが、実施設計業務委託料644万6,000円、土地購入費945万7,000円、合わせて1,590万3,000円を計上いたしました。

第4項病院費、第1目病院費におきまして、救急医療確保経費負担金など合わせて1,008万1,000円を減額いたしました。

36ページをお願いいたします。

第5款労働費、第1項労働諸費、第2目単身者住宅管理費、第14節工事請負費に

おきまして、単身者住宅屋根・外壁塗装工事といたしまして807万円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、豊かな森づくり推進事業補助金を278万2,000円減額いたしました。

第24節積立金におきまして、森林環境譲与税基金積立金といたしまして150万4,000円を計上いたしました。

第3目町有林管理費、第11節役務費におきまして、手数料を277万9,000円減額いたしました。

42ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、第12節委託料におきまして、足寄町観光活性化調査業務といたしまして267万円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会の中止に伴い実行委員会等補助金を429万8,000円減額し、観光事業者事業継続緊急支援金といたしまして500万円を計上いたしました。

44ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目土木車両管理費、第10節需用費におきまして、燃料費など合わせて489万1,000円を計上いたしました。

第4目臨時地方道整備事業費におきまして、委託料、工事請負費合わせて477万4,000円を減額いたしました。

第5目道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業におきまして、調査設計等業務委託料、修繕工事請負費合わせて2,248万4,000円を、道路ストック修繕事業におきまして、調査設計業務委託料、修繕工事請負費合わせて4,293万3,000円をそれぞれ減額いたしました。

48ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第14節工事請負費におきまして、東団地公営住宅屋根・外壁塗装工事といたしまして1,244万3,000円を計上し、下愛冠団地公営住宅便器更新、下水道接続工事合わせて684万1,000円を減額いたしました。

50ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校通学費等補助金を416万1,000円減額いたしました。

第5目国際交流推進費、第1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬を269万5,000円減額いたしました。

第2項小学校費、第1目学校管理費、第10節需用費におきまして、燃料費といたしまして347万5,000円を計上いたしました。

52ページをお願いいたします。

第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、大誉地小学校教員住宅解体工事を160万6,000円減額いたしました。

58ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第3目温水プール運営費、第10節需用費におきまして、燃料費といたしまして454万8,000円を計上いたしました。

第5目学校給食費におきまして、学校給食管理経費といたしまして、会計年度任用職員報酬など合わせて322万7,000円を減額いたしました。

第13款職員費につきましては、人事異動等に伴う人件費に関わるもので、第2節給料におきましては一般職給料を1,600万8,000円減額いたしました。

第3節職員手当等におきまして、61ページになりますが、時間外勤務手当など合わせて865万9,000円を減額いたしました。なお、期末手当の支給月数を引き

下げることとされた人事院勧告に基づく給与改定分につきましては、今回の補正予算には反映させておりませんので、あらかじめ御承知おきください。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

10ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金におきまして、道路新設に伴う社会資本整備総合交付金など合わせて3,849万6,000円を減額し、公営住宅改修に伴う社会資本整備総合交付金といたしまして1,025万5,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入におきまして、立木売払収入といたしまして3,113万円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金といたしまして1,100万円を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を8,598万8,000円減額し、ふるさと銀河線跡地活用等進行基金繰入金といたしまして2,177万8,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債を合わせて1,180万円減額し、過疎対策事業債を合わせて850万円計上いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為1件をお願いいたしました。

第3表地方債補正変更2件をお願いいたしました。

以上で、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

ます。

77ページをお願いいたします。

議案第94号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,359万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略をさせていただきます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第95号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,120万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第96号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,036万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,479万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、人事異動等に伴う人件費に関わるもので、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に119ページをお願いいたします。

議案第97号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万2,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,699万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、129ページをお願いいたします。

議案第98号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,036万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

147ページをお願いいたします。

議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から、収入支出それぞれ5,323万8,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ11億9,572万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ60万円を追加し、収入の予定額を1億1,369万1,000円に、支出の予定額を1億4,132万円とするものでございます。

148ページをお願いいたします。

第4条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費を5,323万8,000円減額し、7億7,985万9,000円とするものでございます。

収入支出の内容につきましては、主に人事異動等に伴う人件費に関わるもので、特に説明すべき事項がございませんので説明

は省略させていただきます。

以上で、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）から議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

若干昼食には早いのですが、午後1時まで休憩をいたしたいと思えます。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件の質疑を行います。

16ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

16ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、16ページから24ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、24ページから30ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 民生費の中の介護従事者就業支援等補助金というものについて、内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらの介護従事者就業支援等補助金につきましては、町内の介護事業所に就業した方に対しての就職支度金とか引っ越された場合については引っ越し費用等、あと継続して1年以上

勤務された場合には就業補助金を支出するというような制度になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そういうことで、前も話をしたのですけれども、いわゆるコロナ禍で、初任者研修だとか何とかというのはここには含まれてないということですのでよろしいのですね。了解しました。

○議長（吉田敏男君） 分かりましたか。

他に質疑はございませんか。民生費です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

30ページから34ページ、第4款衛生費。

8番。

○8番（川上修一君） 新型コロナウイルスワクチンの接種事業の関係で質問します。

168ページに細かい説明資料があるので、そこから質問をいたします。

追加接種、3回目の接種なのですけれども、医療従事者は1月から、一般は3月から実施予定とあるのですよね。それで、医療従事者の中に福祉関係の人とか、1回目のときはたしか含まれていたと思うのですけれども、その中の福祉関係でも社協の生きがいデイサービスですとか、訪問介護とかという方、そういった方も医療従事者の中に含まれるのかどうなのかという質問です。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 医療従事者は1月から追加接種を行うというふうになっておりますけれども、医療従事者といっても1回目のときには医療関係、あとは介護関係等を優先接種という形で早めの接種を開始しておりました。今回につきましては、追加接種ということで、2回目接種をしてから8か月を経過した方から順次接種を行っていくということで、今回の医療従

事者にそういう方が含まれているというのではなくて、8か月経過をした方から順次御案内をして接種をしていくという形になっておりますので、その方がいつ打ったかという時期によって変わってくるようになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） よく分かりました。

なぜこんな質問したかといいますと、たまたま生きがいデイサービスで働いている方がやっぱりお年寄り相手に仕事をしているから、なるだけ早い時期に打っていただけたらありがたかったかなと、それで3回目の接種のときにはなるだけ早く打っていただけたらありがたいという声があったものですから、こういった質問しました。

それで、課長からやっぱり2回目打ってから8か月空けてということですので理解しました。

質問終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に、衛生費ございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 同じところで、予算説明書の新型コロナワクチンの接種記録システム連携業務と132万円というふうにあるのですけれども、これ具体的にちょっと説明を、補足お願いしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 3回目の接種を行うに当たりまして、システムからデータを抽出して、それをワクチンの接種記録の国のほうのシステムとデータをやり取りするための業務になっております。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。国とのやり取りということですね。

この3回目の接種というのは、町民の皆さんとかね、国民の皆さんというかな、皆

さんちょっと結構期待している部分と、何だろう、受けていいものなのかといういろいろな町民の意見等々あるというふうに思っているのですけれども、この3回目の実施について、ここで町長の行政報告にもありますけれども、このところでのどのような形で行っていく予定なのか。前回と、1回目、2回目の受付とか同じ方向でやるお考えがあるのか、行政のほうはどのようなふうに行っていくのかという考え方というのは、もうある程度決まっていますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） まず1回目、2回目のときには年齢的に分けて段階的に接種をしていくということもあったり、初めのうちは電話で予約を受けさせてもらって、その後ラインでの予約の可能になるなど、段階的な対応をさせていただいたところだったので、今回に関しましては今のところ、これから医療機関の方と来週詳細をちょっと詰めさせていただくので、決定ではございませんが、今のところこちらとしては集団接種を主に用いて接種をしたい、追加接種を実施していきたいというふうに思っています。

また、受付の方法は電話とウェブ方式ですね。両方を併用して、どちらか都合のいいほうで予約が取ればなというふうに思っております。

またですね、以上です、ごめんなさい。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回のシステムでラインを使ってやったというのは非常にデータというのかな、足寄町にとって大きなデータベースになったと思うのですけれども、このラインで何人ぐらいの人がというのはわかりますか。大分多かったのかな、少なかったのかな。そういう行政のほうで若者が多かったとか、簡単でいいのですけれども、そういうのはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 人数は押さえていないのですけれども、高齢者の方の場合につきましては予約の開始から朝からずっと電話が鳴りやまず、電話しかなかったのですけれども、そういう感じだったのですが、ラインをシステムを入れた後につきましては、初めは予約開始日の初めは電話は鳴るのですけれども、その後はほぼシステムのほうで予約をしていただいていたような状況だったと思っています。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 実は私もラインでやったのですけれども、非常に分かりやすく何日という希望もすぐ目で見分かれるという形でやっていたので、これ非常にいいなと思っています、このデータベースもしかして違う方向にも使えるのかなと思ったのですけれども、そういうことも町としては考えているのかな、どうなのかとちょっとここからちょっとずれてしまうのですけれども、そのラインのシステムなりを使っていくことに対して行政のほうはどのようなふうに行っているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

今回ワクチンの接種の関係でラインのシステムを入れるに当たり、例えば公共施設の予約ですとか、その他の予約管理システムの導入もあるのではないかという話があったのですけれども、まず母体が今紙ベースで予約をしていたり、あとへき地、集落であったら管理人さんが紙でやったり、そのマスターとなるころのデータをきちんとしなくては、それとラインとの連携とかということになるので、全てそういう形で、今回のワクチン接種もまた母体となるものがあるということで、母体とラインとの連携ということでいえば、紙が便利なものもありますし、ラインだけでできる

ものというのが本当に限られているかなというところで、ですからまだ今ラインの、今回初めてやってみたので、今後いろいろな仕組みを導入できるかというのは検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に衛生費ございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） すみません。今のところでもう一つちょっとお伺いいたします。

最近3回目、ブースター接種を行うに当たりまして、2回目までの接種記録、この国の接種記録システムの不具合というのが見つかっているということで新聞にも載っております。かなりな人数で入力ミスというよりはバーコードのところで読み込むのにずれてしまったりとか、そういうのでちょっと困っているという話を聞いてますが、足寄町ではそういうことありましたか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 新聞等でも載ってましたけれども、データが誤って入ってしまったというようなことですが、それは足寄町のデータの中にもございました。そちらのほうにつきましては、データを確認をして今整理をしておりますので、間違った誤ったデータというのは足寄町についてはほぼ整理ができるかなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○4番（進藤晴子君） 御苦労さまです。

どのぐらいありましたか。大体で結構です。10件、20件、100件。自分も関わった部分でもございますので興味ありますのでお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 正確な数字はちょっと今お伝えできないのですが、多分10件以下だったかなというふうには思っ

ております。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他にございますか、衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では次に参ります。

36ページ、第5款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、36ページから40ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、40ページから42ページ、第7款商工費。

2番。

○2番（高道洋子君） 商工費の観光費の43ページの18節負担金、補助及び交付金のところの観光事業者事業継続緊急支援金500万円となっておりますが、緊急支援金としては500万円というのは少ないなど感じております。この内容について説明をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） こちらですね、8月から9月にかけて国の緊急事態宣言で移動制限がかかったことで、大きな影響を受けたお土産店、観光客が来るようなお土産店ですとか、温泉旅館及び時短協力金の該当とならなかったお酒を販売する事業者さん、これ2店舗ということで合計6店舗を対象にしております。

こちら売上げの減少に対する補填ということではございませんので、あくまでも事業継続に必要な経費の一部の支援ということになってございますので御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 分かりました。

どのぐらい被害があったのか押さえていらっしゃるか。被害の申出があつてという

のではなくてと今言いましたね。でももし分かれば。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 被害額というか、損失額という面では押さえてはおりません。緊急支援、ほかの協力金を頂いた方々でいけば大体8月から9月の間で時短要請を受けて協力を頂いた方というのは大体90万円ほど協力金が支給されているということです。それに対して観光事業者に対しては約100万円の支援金ということと、酒類販売については50万円程度の支援金というふうな形で計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） そうですね、旅館とか土産店とかお酒とか本当に、何なのかしら、明確に損失が分かるような、はっきりしたところだと思います。しかもこういうところは従業員の人もいらっしゃる場所が多いので、500万円よりももう少し上がらないのかなという思いもあって質問しました。そこら辺はどうでしょうかね、その幅は。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） やはり事業継続に必要な経費の一部ということで捉えておりますので、各店舗その程度で事業の継続は可能と判断させていただいて支援させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に商工費ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは次に、42ページから48ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） ここで、44ページかな。橋梁についてお伺いをしたいと思います。

現在、この足寄町は広い町であります。そこで、この橋の数というのかな、これはどれほどあるのか。そしてまた、差し当たり修繕しなければならない橋がどれほどあるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

橋梁長寿命化の点検ということで、以前にも御説明したかと思うのですが、現在124橋ございます。5年に一度点検を行いながら、橋梁については修繕を行っていくというふうにしておりまして、本年度と来年度と2か年で点検を、再度点検をするというような形にしております。

幾ら修繕をしなければならない、何橋あるのかということなのですが、ちょっと今現在手元に資料がないので数は押さえてないのですが、点検した結果によって優先順位を決めながら国の事業、補助金等を利用して進めているというような形をしていますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） これについてはやはり車が荷物を積んで走っているときに、落ちてしまったということでは、これ大変なことになるかと思うのですよね。そこで、悪いほうから修繕をしていくということではありますけれども、計画としては1年にどのくらい、何橋ぐらいずつ考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 何橋、年に計画しているのかということなのですが、実際に大体3橋から5橋程度の補助金の要望をしながら進めているところなのですが、実際に補助金のついた額によって整備をしていますので、今現況では2橋とか、直す頻度によっては3橋になったりもするので、数的にはその程度の

数かなというふうに思っています。

先ほど危険度、橋を落とさなければならぬというようなやつは、前回の点検のときにそういう危険な橋は止めるなりということをしてきてますので、今現在では特に落ちそうな橋というのはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に土木費ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に参ります。

48ページから50ページ、第9款消費税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、50ページから58ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 55ページをお願いします。

社会教育費の生涯学習費の11節役務費、手数料96万8,000円とあるのですが、この中身をちょっと詳しく教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

この手数料96万8,000円につきましては、講演会の予算でございます。具体的にということですので、これは北原照久氏という方を招いての講演会ということになりまして、この北原氏というのはブリキおもちゃのコレクターとして有名な方でございます。またそれ以外にも、ブリキおもちゃ博物館の館長をされているということで、またあと講演活動とか、あとテレビ番組の出演などをされている著名な方ということでございます。

この方の講演会上げたのは、足寄町学習塾の指定管理をしている株式会社Birt

h47からの御紹介でございまして、お知り合いということございまして、足寄町でお世話になっているということで、北原氏の過去の経験等の講演会をしてほしいという御紹介がありましたので、教育委員会としましても新型コロナウイルスの関係で様々な事業が延期、中止となっている部分もありましたので、今回全国で活躍されているというこの北原氏の講演会ということで予算計上させていただいたところですので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 今、教育次長からも説明いただいたのですけれども、本当にコロナでいろいろな行事が中止になった中でやれる範疇でいろいろ努力してくださったのかなと思っております。

それで、ちょっと質問がずれたらごめんなさいなのですが、補正で出したということはこれから行われるということですか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

打合せする中で、一応今年度の事業ということということでのお話でございまして、計画、予算が議決されれば2月から3月の頭までには実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に教育費ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） では次に参ります。

第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、58ページから60ページ、第13款職員費。

12番。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） ここで、小科目として時間外それから夜間、休日勤務手当の500万円減額計上されているのですけれども、コロナ禍の中で各種イベント、行事が中止の経過というのは十分存じております。たしか5月頃でなかったかと思えますけれども、役所の前で職員さんと会ったら、どうしたこんな遅くといったら、いや、ワクチン接種の案内等々でびっちり1週間かかっているんだと、御苦労さんだねと。逆に言えば、そのワクチンに振り回された超過勤務もこれは避けて通れない、あったことであろうと思うのですけれども、以前にも議会でもう八、九年たつのですけれども、この超過勤務に対しては相当な議会でも議論があったように記憶しております。

それで、この500万円の減額、これはよろしいのですけれども、幾らに対して500万円減額であるかちょっとお示しいただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） ちょっとお時間かかりますて申し訳ございません。

今回の補正予算書の65ページを御覧いただきたいのですが、約でございますけれども、職員手当の内訳として補正後、補正前ということで数値が載っております。

それで、区分の時間外休日勤務手当の欄を御覧いただきたいのですが、ここで約300万円程度ここで減額しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） この298万円のこの約300万円近いというのは今、課長おっしゃった金額ですね。たしか八、九年前だと思うのですけれども、今の渡辺町長が恐らく経済課長されていた頃の議場でやられたときの記憶あると思うのですけれども、超過勤務当時1億円ぐらいかかっていたのですよ。本別町は約5,000万円

近い4,800万円から900万円の、これはだけれども本別町だから陸別町だからという職員数も違うわ、立地条件が違うわけですから、当然足寄は広いわけですから、それだけのいろいろな管理、維持費がかかるからこれは一応には言えないのですけれども、何を言いたいかということは、そういう中で当時の首長のお話は、これから超過勤務手当というのは、サービス残業などということはあるわけではなくて、相当強化して少しでも勤務内に仕事を終了するように削減をしていきたいと。その中で、約300万円当時で、失礼、3,000万円近い、当時1億円たしか超えていたような記憶しています。

それで、相当やっぱり努力されて、いろいろなことでやればできるかとか、そういうことではないのですけれども、相当の経過としてこのような数字になって表れてきていると思うのですよ。それは評価するところなのですけれども、やはりそのシステムを再確認したいのですけれども、当時時間外勤務をやるときに本人から申し出ると、そういうシステムもあったらしいのですけれども、そのときに議会で話し合われたのは、しっかりと、言わば課長から今日は残業やってくれと、こうこうこういうことの中でここまでのまとめを残業を頼むよという一貫した発信をするようにという議会で話が出た、私がそれをしたのですけれども、出たと思う。そのことの実施はされているからこういう効果で出ているのですかね。その辺は今の時間外の状況はこれは避けて通る、必要なものですから避けて通ることできないのですけれども、そのシステムはどういうふうになってますかね。その確認なのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 時間外でありますけれども、時間外手当についてはお話ございましたように、以前はかなり金額が大きかったという時代もございましたけれど

も、最近時間外も少しずつ少なくなってきた、現状でいけば金額ですけれども6,000万円だとかという、6,000万円、7,000万円というような金額になってきているのかなというように思っています。

それで、それというのは、どうしても時間外が絶対にだめだということではなくて、やはりやらなければならないときもやっぱりございますので、そういうことで常に時間外がなければできないだとかというようなことではなくて、やはり必要な都度時間外もするというような形になるのかなというように思っています。

基本的には本人のほうから申出があって、今どうしてもこれやらなければならないのでということもありますし、また課長のほうからこういう事業の中で時間外をしてくださいということをお願いするときもあるというようなことで、その時々、状況状況に応じて適切に時間外をしていただくという形になりまして、今働き方改革だとかということも言われておりますので、時間外というのはなるべく1人に偏らないようにだとか、多くの時間をやらないようにというような形で進んできてますので、そういう方向に今進めていこうと思っております。

時間外トータルの部分、個人個人ではちょっとなかなか把握しづらい部分もありますけれども、毎月毎月課長等が集まって行政事務推進会議を開催しておりますけれども、そういった中でも先月の時間外はどうなっているのかだとか、なぜここで時間外がちょっと増えたのだだとか、そういった話もしながら適切にできるだけ時間外は少なくしていこうという方向で進めているところでございます。御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、歳出総括ございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 大変申し訳ございません。衛生費のところ、温泉施設の今回実施設計が入ってきております。

前回、全員協議会の中で、非常に皆さん各議員さんがいろいろな御意見を出されて、多くの意見が出されたと思います。それで、先ほど行政側から一つの設計図を示されました。非常に、これ議長の采配であるなと思って、私は思っているのですけれども、やっぱりこういう大事なことというのは各議員さんがやはり自分たちの思いを述べていただくという場面もあってもいいのかなという思いで、多分総括にしろという議長の意図であろうなと私は思うのですけれども、総括で発言をさせていただきたいというふうに思います。

現状で実施設計に入っていく、基本設計はまだ、もうできたのでしょうかね、まず第一に聞きたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 基本設計がもうできてるのかどうなのかというお話かと思っておりますけれども、まだできてございません。実は、工期2月というようになってございますので、今9月の議会で基本設計の予算を頂いて、それで基本設計に出して、2月までに基本設計を行うという形になっていきます。

今、実施設計の予算も見させていただいておりますけれども、そうしたら2月からやるのかという話になるのかというように思うのですけれども、そうなるとちょっと時間的にも余裕がちょっとなくなってくるので、基本設計と実施設計少しかぶるような形で進めさせていただこうというように考えておりまして、現在今回の議会の中で予算を見させていただいたということでございます。

ですので、高橋議員さんから前にももつ

と時間取ってゆっくりとやったほうがいいのではないのかというようにお話も頂いていますけれども、本来ならば基本設計終わって実施設計というほうが時間的にもいろいろと見直しするだとかといった部分でも、基本設計の中身をよく精査してだとかといった部分でも本当はそういう形のほうが確かにいいのかなというようにも思いますけれども、今回基本的には基本設計をやりながら実施設計もやるというような、そういう形で進めさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 町長の説明分かっております。前回私も大分質問いたしましたので、十分理解をしているつもりです。

しかし、やはり議会のこういう場で各議員さんが、前回閉ざされたといったら変ですけども、そういう中でやったことをやはり多くの町民の皆様を知っていただくためにも、しっかりとここ実施設計を過ぎてしまったら、次私たちが発言する場がほとんどなくなると思いますので、多分いろいろ各議員さんがいろいろな思いがあると思いますので、ある程度その辺は各議員さんに任せるといふふうに思うのですけれども、今現状でお金がどのぐらいになっているのかだとか、そういうことすらも全く見えてない中で、今進んでいると思うのです。現状として、予算がどれぐらいまで上がってきているのか。今後その費用対効果だとかというところはある程度行政のほうで捉まえている部分というのはあると思うのですけれども、その辺もある程度御説明いただければありがたいかなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 建物の積算ということでは、行政報告の中でも報告をさせていただいたりとかしている、行政報告では

なくて一般質問の中でもお話をさせていただいておりますけれども、全体としては建物自体だけでいけば建設費用としては2億1,200万円ぐらいの金額になると考えております。

これは基本設計やって実施設計やってという、そういう設計をやっていく上できちんと積算ができてくる。建物の中身が分かってくるので、それに合わせてきちんと積算をしていくと金額がきちんと積み上がっていくという形になるわけですけども、今の段階でいきますと、そういう詳細な設計まではできていなくて、大まか面積だとかそういったもので大枠こういうお風呂のそういう施設を造るとすると平米当たり幾らだとかというような形の中で、大枠で積算をしているという形になっておりますので、そういった意味できちんとした積算になっているかということそうではないところなんです。それは基本設計、実施設計そういったものを踏まえながら金額がもうちょっときちんとした数字が出てくるということになると思っています。

それで、ただ一定程度今までの建築担当だとかそういったところでの今までの経験だとかでいきますと、大体このぐらいの予算を1平米当たり、例えば面積当たりこのぐらいの予算を見ておけば大体のものはできるねということで積算しておりますので、大きく数字が変わっていくということはないのかなというように思っています。

たまたまウッドショックだとか急激に木材が上がったということで、予算ちょっと大嘗地の教員住宅ですか、ちょっと専決処分で上げさせてもらったということもありますけれども、基本的にはそういう形で取りあえず積算としてはしているという形になっております。

それから、費用対効果というようなお話もございましたけれども、なかなか単純にこのお風呂つくって入っていただく、利用していただく方たちから入場料というか利

用料というを頂いて、それで賄えるという、そういう施設ではないというのをきくと議員さん皆さん御存じの中身かなというように思っています。どうしてもお一人お一人から利用料頂いてもそんなに大きな金額を頂くという施設ではございませんので、お風呂ですから毎日入る人もいるだろうし、そういう人たちが多くのお金を出して毎日お風呂に来られるということにやっぱりなかなかありませんので、やはりそれは公衆衛生ですとか、それから健康のためだとか、そういったような目に見えない効果というのがあるわけでございまして、そういう効果とそれから実際に頂く金額、これだけでやはり足りないのです、そういういろいろな効果を基に町としてもそこは税金で、皆さんから頂いた税金、町の財源を使って運営なり建設なりしていくということがやっぱり必要になってくるのかなというように考えているところでありまして、単純な商売のようにこれだけつくってこれだけ売ただだとかというような形にはやっぱりなっていないかなと考えているところでございます。

そういうようなことで、お風呂が町民の皆さんが、これはもちろん町民の皆さん全員が望んでいるということではないのかなというように思っています。ですが、議会の中の皆さんから頂いているお話ですとか、それから私もいろいろと聞いている中でやはりお風呂が必要だよというような、そういう声が大きく聞こえてくると。たまにお風呂本当に必要なのだとかという声もありますし、それから今聞いている中では場所もどうなんだというような声もちろん聞こえてきます。そういったこともあります、トータルとしてやっぱりお風呂の必要性だとか、そういったものがやっぱり今言われている部分なのかなというように思っておりますので、費用対効果というのをどう評価するのかというのはなかなか難しいところもありますけれども、今足寄町

でやはりお風呂が必要な施設なのだろうというように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 基本設計を議会というかな、皆さん賛成なされている。これはやはり足寄町にお風呂があつてしかるべきであろうと、そういうように皆さん考えて賛成しているのだと、私は認識をしております。ですから、もうこの時期に来てある程度の具体的な金額ももうお示しになって、そして今後年間今のところは1,000万円という形にはなってますけれども、それ以上になるかもしれないと僕は思っているのですけれどもね。そういう形をしっかりと町民の皆さんに向けて御説明していく、数字的なものを説明しながら進めていくということが私は必要なかなというふうに思う部分はあるのです。なので、もっと具体的な数字、まあもちろん今おっしゃったように、積上げなのでまだまだどうなってくるかという部分もあるでしょうけれども、ある程度そういう部分というのはこういう開かれた場面で町側から発信していくということが必要なかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） なかなか積算してどのぐらいになるかというのはなかなか難しいところがちょっとあつて、建物建てる部分ではほぼ大きく、先ほど言った2億円、建設費用の部分で2億1,200万円ですか、こういった部分というのはそんなに大きくは変わってこないのかなと思ってますし、あと外構だとかそれからいろいろな部分ありますから、トータルするとやっぱり3億円を超えるぐらいの金額になっていくのだろうというところではあるのかなというように思っています。

あと運営費の部分については、やはりや

り方によっても随分違って来るのかなというように思っています。ですから、やり方の中でいろいろと前にもお話いろいろ頂いたときにどのぐらいの時間、それこそ朝早くから夜遅くまでだとかというようにことだとか、土日はどうなのかだとか定休日はどうなのかだとかといったことなども含めて、やっぱりやり方によって随分と運営費というのは違って来るのではないのかなというように思っています。

ですから、町としてはなるべく町民の皆さん方に負担をなるべく少なくするためには時間なるべく短くというように思っていますけれども、でも利用される方たちにしてみればこっちの時間も必要だし、こっちの時間も必要だしたとかというようにことが言われるわけでありまして、そういったものをトータルしたときに最終的にどのぐらいで収めたらいいのかといったところも含めて、今後やっぱり検討していかなければならない部分がやっぱりあるのかなというところでもあります。

それで、ほかの町で同じようなお風呂をやっぱり運営しているところ、町営で運営しているところがあって、そういったところで1,000万円程度の運営費でやれているところもあるというように聞いております。そういったところを参考にして1,000万円ぐらいと言っているわけでありまして、先ほども言ったように足寄町ではどういう運営をするのかといったところで大分また金額が変わってくる可能性はあるのかなというように思っています。

それで、なかなかこれから建物も、今回予算をお認めいただければ実際に実施設計にも入ってきますし、それから土地の取得もしますと。実際に実施設計ができ上がったら今度は建設だとかと入っていくわけですけれども、そういう段階の中で利用料金、それから時間だとか、そういったものも含めて検討しながら、そのあたりはやっ

ぱり議会の皆さんにもいろいろと相談しながら決めていかなければならないなというように思っておりまして、今の段階では大枠1,000万円ぐらいはかかりますよというところぐらいしかお示しできていないのかなというように思っています。

それで、町民の皆さんが分かるころは本当にこういう議会の中でお話ししたときだとか、それから行政報告だとか、そういう議会の中でお話しすることが新聞報道になったりだとか、議会だよりに掲載したりだとか、そんな形で町民の皆さんに周知がされていくという形で今のところ来ています。

町としては、この後公式のホームページですとか、それから広報ですとか、そういったものにできれば平面図だとか、それから立面図ができるかどうかちょっとまだ分からないのですけれども、少しこんなようなものをつくりたいと考えてますよというところをお示しさせていただいて、その中でまたパブリックコメントというところまではいかないのかもしれませんが、町民の皆さんからもいろいろと意見を頂く、そんな形にしたいなというように思っています。

今までもAメールだとか、今まで議会の中でお話しされたことが町民の皆さんに伝わって、Aメールだとかで来てる、そんなに数はいっぱい来てないですけども、来てる部分もございまして、本当に先ほど言ったように場所があそこで本当にいいのだろうかだとか、そんなようなことも実際に町民の皆さんから声として上がってきているというのがありますので、もうちょっと先ほど言ったように平面図なり何なり、場所もこういうところに建てますよだとかというようにことを広報だとかに載せれば、もっと町民の皆さんからいろいろな意見頂けるのかなというように思っています。そういういろいろな町民の皆さんの意見も踏まえて、できれば実施設計の中での

せていければなど考えています。

先ほど今日も少し議会の皆さんから御意見頂いた部分で直せる部分については少し直したということでありまして、全てが全て町民の皆さんからの御意見を100%酌んでできるということにはきつとなりませんけれども、本当にいろいろ意見頂いてもどの程度それを組み入れながらやっていけるかというのはまだまだ分かりませんけれども、そういう形で町民の皆さんからの意見なども頂きながら、町民皆さんのための入浴施設ですよということできるように進めていきたいなど考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 町長の十分分かっているつもりでございます。

しかし、やっぱり実施設計入っていくということはもうある程度基本設計ができているという中で進まさせていくという、今後議会の中で議論する場面というのが本当に少なくなっていくのだというふうに考えております。

その中でやはりいろいろな、この間の全員協議会のお話も町長のほうで行政のほうでいろいろと組み入れた部分というのがあると思います。私はそういう観点があまり見ていなかった部分もあるので、各議員さんが熱い熱量を持ってこうしたらどうだ、ああしたらどうだという多分意見をまだたくさん、この間も中断してしまった経緯がございますので、その辺は各議員さんのほうに私のほうはあとはお任せをして、私のほうは実施設計なり基本設計の考え方、町民の皆さんの説明の仕方というのを町長のほうに伺いましたので、私のほうの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に総括、質疑ありますか。

4番。

○4番（榊原深雪君） 私も温泉浴場施設

のことで発言したいと思います。

高橋議員が今お話ししたとおりなのですが、コンセプト、何を和風にするのか洋風にするのか、また子供さんのアイデアを生かした何か絵を描いてもらって中に貼るとか、何かいろいろなことが湧き出てくると思うのです。それこそ温泉じゃないですけどもね。そういったアイデアを生かしたお風呂づくりのコンセプト、きちんとしたものをお持ちになってやれるといいと思うのですね。渡辺町長の同級生のお母さんとかがやはり「やっとならね、よかったね」と。近隣町村の方も「うらやましい、足寄町温泉できるんだね、サウナもできるんだね、うらやましい」という声も届いています。だからやっぱりその期待に沿えるようにやはり子供さんの絵を壁につけるとか、そういうのをしたりとかいろいろアイデアが子供さんだったら湧いてくると思うのですね。

ある町に視察行ったとき、アイスクリームの容器に子供さんの絵を描いたものを販売していた。大変好評だったという、剣淵町だったと思うのですけれども、そういうこともあったのですね。だからお風呂にそういうこと、アイデアを、子供さんのアイデアをもらってやっていくのも、これも一つの知恵だなと思っておりますので、やはりこの温泉づくりには期待しているところでございますがどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 確かにいろいろな御意見頂きながらというところは、先ほどの高橋議員さんからのお話とも共通する部分なのかなというように思っております。

この後なかなか実施設計に入って、またあと工事費だとかそういったものの予算だとかといったところで、まだまだそういった意味では議論できる場というのはあるのかなというように思っておりますので、議員さんそれぞれ各位からいろいろなお話を頂けたほうがいいのかというように思っ

ています。もちろん取り入れられる部分、取り入れられない部分というのはやっぱり当然ありますけれども、やはりいろいろな方からいろいろな意見を頂きながら、そういった中で少しでもいいものを取り入れてということでできればなというように思っておりますので、議員さんですのでこういう議会の場というのはやっぱり一番大事なところなのだろうというように思っていますけれども、もしも何かいいアイデアが浮かんだときにまた電話でもかけていただいても全然いいのかなというように思っておりますので、よろしくお願いをしたいというように思っています。

それから、今のお話頂いたように、子供さんたちだとか、どの程度お風呂を子供さんたちにも使っていただけるかというのはちょっと分からないのですが、きっとどちらかという高齢者の方たちのほうが使っていただける方たちは多いのかなというようにも思っております。

ただ、当然子供さん連れて来られる、お孫さん連れて来られる方もいらっしゃると思いますので、そういった中で、お孫さんたちのアイデアが活かされたようなお風呂ができれば、連れてこられる方もうれしいですし、子供さんたちもうれしくなるというように思いますので、そういういろいろな意見をまた頂ければというように思っています。

僕も思っているのは、例えば雌阿寒岳だとか、ラワンブキだとか、そういったものの壁画とかそんなものをお風呂の中にあつたらまた足寄町のお風呂としていいのかななどと思ったりもしていますし、何かそういうようなお風呂の中でもそういう足寄町らしさだとか、ちょっとした潤いというのですか、そういったものが感じられるようなものになればなというように思っているところであります。

何回も言うようではございますけれども、いろいろなアイデアがあってもそれが全部生かされ

るかどうかわかりませんが、皆さんがお風呂についてもまちづくりについても、いろいろなアイデアを出していただけるというのはすごく町としてはありがたい話なのかなというように思っておりますので、これからも機会があればいろいろな場でそういうお話ができればなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他にございますか。

10番。

○10番（二川 靖君） 前回の全員協議会の中で、町長のほうからできるものはできるけれども、やれないものはやれませんよということでありまして、今回今日の議会の前に平面図が出されまして、それで行政報告、町長の行政報告の中にもあったのですが、洗い場は増えるけれども、温泉、温浴部分というのですか、湯船がちょっと小さくなるという話がされております。少なくともやっぱり洗い場が6名から8名には増えたということで、私は増やしてほしいということでは言っていましたけれども、6名から8名に増えたといった反面、ちょっと浴槽が小さくなったということでちょっと残念なのですけれども、いわゆるもうこの過程でいえば6人から8人になった、8人から10人にならないというのは分かっているのですけれども、ただ浴槽の大きさというのはちょっとこれだけ見たらちょっとイメージが湧かないということで、8人くらいは入れるのかなという気はするのですけれども、8人や10人は。そんなことでちょっと2メートル38の5メートル90ですか、これから言ったら、はいはい、浴槽については。そうやって考えればなかなか数字ではイメージが湧くのですけれども、なかなか大きさからいったらイメージが湧かないということで、御苦勞はされたと思うのです、増やすということでは。そういうことでこれから

もいろいろな意見があると思いますけれども、ぜひとも頑張ってお進めいただきたいと思いますというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今日少し直した図面もお渡しさせていただきました。なかなかこういう議会の場がなければお渡しする機会がなくなってしまうかなというように思いまして、今日議会の前にお渡しさせていただきました。またそういうものを見ていただきながら、また意見も頂けるといいかなという思いもちょっとありましたので、急な話で今日お渡しさせていただきましたところであります。

そういうことで、少しずつ変えられるところは変えていければというように思っているところでありますけれども、やはり全体的な面積までも変えていくとなると、先ほども言いましたように平米当たり幾らだとかという計算で今の金額なども来てますので、面積が増えれば増えるだけやっぱり建築費用も増えるというようなことになっています。今まで議会の特別委員会の中でもいろいろとお話いただいて報告をいただいた、そんなことも含めてやはり足寄町で町民の皆さんに建てられる施設とすればこのぐらいの大ききなのかなというところで考えておりますし、また確かに時期的にはお客さんが増える時期もあるかもしれませんけれども、トータル1年間トータルして考えたときにどのぐらいのお客さんがいるのかなと考えたら、あまり大きな華美なものとか大きなものというか、そういったものにもやっぱりなっていないのかなというようにところで考えておりますので、大体このぐらいの大ききのお風呂かなというところで考えております。

そんなので、なかなかもっともっと大きくできれば、いろいろな意見あれば意見取り入れてどんどんやっていけるのですけれども、そういうことにもやっぱりなりませ

るので、皆さんからいろいろ頂いた意見の中でうまく取り入れられるもの、これはぜひ取り入れたいなと思えるようなものはどんどん取り入れて、できないものについては大変ごめんなさいということによってということにならざるを得ないのかなというように思っておりますので、また皆さんからいろいろ御意見頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他にございますか。

8番。

○8番（川上修一君） 私のほうからは全員協議会でも発言させてもらったのですが、これから協議する場面もあるのかもしれないのですけれども、運営時間の関係で、それで町長、昨日の木村議員の一般質問の答弁の中でこの町営の温泉の位置づけというのですか、を町民の憩いですとかレクリエーションの場にしたいと明言されていたので、私としてはうれしく思っているのですけれども、そういう点から考えると、やっぱり運営時間、運営費に直結するから短くしたいというのは十分理解できるのですけれども、やはりせめて12時ぐらいからは開いていただけないかなと。そして何時までやるかというのはこれから検討されるのですけれども、私としてはその点だけはぜひ押さえていただきたいと、繰り返して発言をさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） まだ時間だとか、料金だとか、そういう実際の運営に関わる部分についてはまだまだこれから検討するという中身でございます。そういったことで、今お話いただきましたように、お昼12時ぐらいから使えるようなというような御要望頂きましたけれども、そういうことも含めて今後の検討の中で十分に内容を詰めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） そのことは理解いたしました。

それで、私も言葉足らずなものですから、なぜ12時に固執したのかという点改めて発言をさせていただきます。

やはり町民の憩いの場ということでしたら、例えば農家とか体使って建設会社の方もそうなのかな、夏場というか、日中雨降りが休みのことがあります。そういうときにはやっぱり昼ぐらいに行つてゆっくり休むですとか、それからお年寄りの方もあまり遅い時間よりは早いほうがいいのかな。この間も言いましたけれども、患者移送バスで来て病院が終わってから帰りのバスまで待っている場所とか、そういったことから考えて12時にしていただきたいということでありまして、自分の発言が足りなかつたのでつけ加えさせていただきます。答弁は結構でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、次に8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから14ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 12から13ページの不動産売払収入ですね。それで、不動産売払収入の中で、カラマツの立木ということで、もう本当に何十年來の今高値が来ているのですよ。本当に気象で言えばハリケーンみたいなもうむちゃくちゃな底なしの値段が動いているのですけれども、この3,130万円非常にいい値段でされたと思う。ただこの数字だけではちょっと分からないのですよ。何物件で、例えば1物件なのか2物件なのか、合わせた総材積幾

らでこの収入があったのかちょっとお示してください。

○議長（吉田敏男君） ここでちょっと休みますか。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

25分まで休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、一言申し上げます。

6番熊澤議員が事情によって今退席をしておりますので、今回会議録署名議員に熊澤議員もなっております。そういった意味で、追加に会議録署名議員を高橋健一さんをお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） お時間を頂きましてありがとうございます。

物件数と面積ということでございましたと思いますけれども、5物件の31.93ヘクタール、材積にして約7,600立方となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） これ5物件で全部合わせた収入が3,113万円ということですか、5物件で。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 合計金額のところ、6,870万5,000円というところの5物件の数字だと。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 私が問うているのは、経済課長ね、6,000万円の金額を聞いているのではなくて、立木を売却したわけですから、何ぼの1物件なのか2物件なのか。恐らく私の想像では2物件ぐらいでなかろうかと思うのですけれども、何立方売却されてますかと。あなた言った、課

長言った七千何百立方などというのはとんちんかんな数字ですよ。その数字は全然もう、経済課長としてそういう数字を言うようでは失格ですよ。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） すみません。

2物件の3,367立方となっております。

以上です。（発言する者あり）

3,363立方です。

○議長（吉田敏男君） 2物件。

12番。

○12番（井脇昌美君） 課長、3,130万円はこれ外税ですよ、これは。その3,367立方ですから、それ割ったら平均単価何ぼ、割ってもらえばすぐ出ますから何ぼになりますかね。8,000何ぼになりますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） 9,256ですね。

○議長（吉田敏男君） 聞こえましたか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 9,200ちょっとになってるらしいですね。

これは、これに関連してですけれども、よく町長も副町長も聞いておいてください。こういう値段というのは。まず30年、40年前の値段ですから、ちょっと考えられない異常なやつが満ちてきてますから、町有林の要は売却も今やっぱり処理しどきだと、町民の財産ですから。なかなかこういうタイミングはないわけですから。それを一応私には権限ないわけです。町のほうでいろいろなことをアンテナ立てて、そしてこれからの処理に前向きに検討されたらいいと思いますけれども、どうですかね。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今非常に金額が上がっているということは認識しております、今年度におきましてももう1物件約20ヘクタールの部分を出す予定として

おります。

次年度におきましても、今年度並みの材を出すということで考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 12番、よろしいですか。

他に総括ございませんか。歳入総括。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正追加1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

次に、第3表地方債補正変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第94号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

82ページから88ページまで、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号令和3年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第95号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

96ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第96号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

104ページから108ページまで、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。なければなしと言ってください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号令和3年度足

寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第97号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

124ページから126ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第98号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

134ページから136ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

147ページをお開きください。

これから、議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

152ページから154ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 支出の中で給与費が5,300万円、大分大きく減収していると思います。この説明をお願いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 答弁させていただきます。

今回減額になりました主なものが、主に今回の補正予算時までに採用できなかった医師、看護師、また会計年度任用職員、これに係る人件費を減額ということにさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） もうちょっと何人とか、そういう数字もちょっと改めてお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

内訳といたしましては、医師が1名、看護師が4名、会計年度任用職員も4名ということになってございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 当初予算でこういう枠組みをしていたと。これによって病院に対しての影響度というかな。収益が下がったとか、いろいろ経営面に対して問題はなかったのかどうかお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

もちろんドクターが1名いないということで、常勤医師がいないので当然収益面では影響が出ているということが考えられます。コロナ禍ということもございますが、今引き続き常勤の先生は確保のために、招聘のために頑張っているのですが、なかなか至難の業だということで、大学病院とか医療機関から研修医の先生を積極的に受入れをしているところであります。この先生方が今年度については10名の先生に来ていただいているということで、この方々は派遣元のほうでお給料とかを見ていただいているということでございますので、実際は実働部隊として研修の一貫で実地で働いていただいているということにつながっております。

次年度についても、今ちょっと打診がありまして、今年、今年度と同程度ぐらいの研修医がもしかしたら確保できるのではな

いかというふうに考えておりますので、3年後ぐらいには、以前にもこの議会でお話ししましたが、医師等修学資金を借り入れている、貸し付けしている医師1名が当院のほうで勤務していただけるという、今のところそういったお話もありますので、そこまでは何とかつなぎながら引き続き、かかりつけ医がやっぱり必要だということもありますので、常勤医師の招聘については全力を傾注していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 非常に苦慮されているというのは十分理解をしております。

やはり足寄町、一次医療というかな、そういう中で非常に重要な施設であるということも私も非常に認識をしておる中であります。その中でやはり利用者の方が不便等々かかってこないように、そしてなおかつしっかりと病院経営に対して利益を上げていくように努力をしていただきたいと思います、そういうように思っております。

その中で、一応そういう招聘については努力されているというふうに思うのですが、今回看護師も4名足りていないと。その中で、今後そのあたりというのはどのようなお考えか、収益的に問題は出てこないのかということはどういうふうに考えていますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、病院事務長。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

医師と同様、看護師不足というのも当院のみならずほかの医療機関もそういったことで非常に苦慮しているというふうにお聞きしております。

当院の場合、先ほど申し上げた医師等修学資金、こちらで貸付けしている今貸付者が今後看護師として当院のほうで勤務していただけるという方もいらっしゃいますし、同時に本来であれば常勤の正職員が一

番理想的なのですが、足りない部分は応援ナースというか、そういった部分を活用しながら何とか手薄にならないような形で今後も努力していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回5,300万円というふうに支出は抑えられたのですけれども、収益的なところでいくと影響度というのはどうですかね。

○議長（吉田敏男君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） 予算書上の歳出見合いの部分を今回減額補正ということでさせていただいておりますが、収益的な部分でいきますと、対前年度比ではあるのですが、去年よりは医業収益の部分、診療報酬請求ベースで2,000万円をちょっと下回るぐらいの金額は対前年度比で上がっておりますので、ただ前年度はいかんせんコロナということもありましたので、そういった部分で今ちょっとまた入院患者の部分も少し減ってはきているのですが、引き続きアベレージでなるべく入院患者を平均的に数値上げれるような形で、院長先生ともお話しさせていただいて紹介患者さんですとか、あとリハビリ目的の患者さんですとか、検査入院の方だとか、そういったことで対処していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは156ページ、資本的収入及び支出、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、148ページにお戻りください。

○議長（吉田敏男君） 第4条予算第8条

に定めた経費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。他の議員の方あるいは参与席の方も3時5分まで休憩ということですのでよろしいです。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） ただいま開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第100号から議案第101号までの提案説

明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、意見書案第9号から意見書案第10号までを即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 議案第100号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第100号足寄町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 加藤勝廣君。

○経済課長（加藤勝廣君） 追加提出議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第100号足寄町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、この後御審議いただきます議案第101号一般会計補正予算（第10号）に計上いたしました農地の災害復旧事業を行うに当たり、受益者負担の観点から分担金を徴収することとするため、その根拠となる条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明させていただきます。

第1条は、本条例制定の趣旨を定めております。

第2条は、分担金の納入義務者は受益者であることを定めております。

第3条は、第1項で分担金の額は当該事業ごとに町長が定めること。第2項では額の確定後、遅滞なくその額等を受益者に対し通知することを定めております。

第4条は、第1項で分担金は納入通知書の発行により徴収すること。第2項では第1項に定めるもののほか、分担金の徴収に関しては足寄町税外諸収入金の徴収に関する条例の例によることを定めております。

第5条は、委任に関する規定で、本条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） この条例に関して、農地災害の復旧事業というのは過去にもあったと思うのですがけれども、実は私も被害を受けて復旧していただいて、受益者負担というか、そういうの払っています。それで、何で突然この条例の制定になったかちょっと理解に苦しんでいるところなので

すけれども、その辺もうちょっと詳しく説明をお願いしたいなと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 過去に発生した徴収金についてですけれども、多分28年の台風災害のときの関係ですけれども、それにつきまして条例には台風の第何号第何号というふうな条例になっておりました、今回は今後農地災害発生したときにはずっと使えるような条例の制定となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

8番。

○8番（川上修一君） 分かったような分からないような、あれなのですけれども、あれですね、自分はたまたま28年ではないものですから、ちょっとぴんとこなかったのですけれども、これから災害が起きたときに使えるように条例をつくっておこうということなのだろうと思うのですけれども、その点は結構です。

分担金の額は当該事業ごとに町長が定めるものとする。非常にざっくりとした文言だけで具体的には、例えば被害額がこれだけあったらこうだとか、そういう決めというのは今のところ何もないのですか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今現在ですけれども、過去においてはそれぞれいろいろ決めてきたと思うのですけれども、今この条例で行います徴収につきましては、国の農地の復旧事業の関係で受益者負担を農地については50%ということで行こうと考えております。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

8番。

○8番（川上修一君） 説明の意味は分かるのですけれども、例えば金額がでかくても、例えばですよ、こんなことはないのかなと思うのですけれども、仮にとんでもなくやられてしまつて1,000万円もかかっ

てしまいました。500万円自己負担ということなのですか、受益者負担。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今回の条例制定でありますけれども、地方自治法において分担金を徴収するときにはこうやって条例を定めなければならないというようになっております。

今までの過去については、その都度その都度条例を制定してきたという状況になっております。それが先ほどお話あったように、例えば平成28年のときの災害のときには平成28年のこの災害のときにこれだけの分担金を頂きますよということで、それぞれ条例を制定しておりました。今回、毎回毎回条例をつくらなければならないとなりますと、もしかすると僕たちも忘れるかもしれないとか、そういったことも含めて、今後ずっと使えるような条例の制定をしておいたほうが分担金を頂くときに非常に煩雑な事務手続だとかいろいろしなくても済むという、それと条例を制定しなければならないということになりますとやっぱり議会の時期を待つということもありますので、そういったことで先にこういう農地災害が起きたときに分担金を頂くよということになったときには、その都度条例をつくらなくてもこの条例で読み取れるような、そういう条例を取りあえず一つ一つつくっておこうということで今回条例制定をさせていただきました。

そして、分担金の額については当該事業ごとに町長が定めるものとするということで、非常にざくっとして幾ら分担金来るのか分からないという状況でありますけれども、これは先ほど言いましたように、これからの災害の状況によっていろいろとそれこそ大きな災害が来るかもしれないし、小さな災害でも農地が被害があつてだとかということが起きるかもしれないということで、その事業その事業ごとにそのときにそのときの被害の状況に応じて町のほうで定

めて、金額を定めていこうということであり
ます。

例えば小さな災害であれば例えば2分の
1だとかということになりますし、例えば
激甚災害だとかとなりますと、国からの補
助金だとかいろいろなものがあって、個人
の負担は10%もいかないだとかという、
そういう災害の状況に応じても分担金の割
合というか、そういったものもいろいろ変
わってきますので、この中できちんと決め
てしまうとそれしか使えないとなりますか
ら、今後のいろいろな災害に応じた形で分
担金頂くためには、町長の定めた額という
ような形で定めさせていただこうというも
のになっております。

ですから、激甚災害みたいな大きな災害
が来た場合には、国からの補助金だとか、
補助だとかそういったものがいっぱいあり
ますので、そして負担率も、個人の負担率
もぐっと下がってくるという形になります
ので、きっと被害の額的には大きくなるか
もしれないけれども、個人の負担する額は
多分割合的には小さくなって額もそんなに
大きくならないというような形になるの
ではないのかなというように考えていると
ころであります。

今回のやつはそういういろいろな災害に
応じて、これから農地災害が起きたときに
いろいろな状況に応じて分担金を頂くこと
ができるという、そんな書き方としており
ますので御理解頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） よく分かりまし
た。

ざっくりくくってるから逆にいろいろな
ケースに対応し切れるという押さえでよろ
しいでしょうかね。

それで、これ当然皆さん分かってくだ
さっていると思うのですけれども、農地の
災害はやっぱり受けた者にとってはかなり
精神的に重たいものがございます。可能な

限り受益者の負担が軽くなるような方向で
いろいろな制度も利用しながら対処をお願
いしたいなと思います。

質問を終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わ
ります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま
す。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号足寄町農地災
害復旧事業分担金徴収条例の制定について
の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛
成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第100号足寄町農地
災害復旧事業分担金徴収条例の制定につい
ての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第101号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 議
案第101号令和3年度足寄町一般会計補
正予算（第10号）の件を議題といたしま
す。

本件について、提案理由の説明を求めま
す。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題とな
りました、議案第101号令和3年度足寄
町一般会計補正予算（第10号）につつま
して提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたしま
す。

議案第101号令和3年度足寄町一般会

計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,880万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億551万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、ゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり10万円相当の給付を行う子育て世帯臨時特別給付金事業のうち、子供1人当たり5万円の現金を迅速に給付することとされた先行給付金4,515万円のほか、人件費など合わせて4,665万円を計上いたしました。なお、来年春の卒業、入学、進学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付につきましては、現在国会において先行給付金と合わせて現金10万円の一括給付も選択肢の一つとして加えるとの考えが示されていることから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し現金10万円の一括給付を視野に支給準備を進めることといたしまして、議会を招集する時間的余裕がない場合においては専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、第1目農地災害復旧費におきまして、農地災害復旧工事請負費といたしまして215万8,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第15款国庫支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの受益者分担金、補助金を計上いたし

ました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして108万円を計上いたしました。

以上で、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第10号）の件の質疑を行います。

6ページから8ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 民生費の関係で、今、町長のほうから昨日国会で5万円だとかクーポンだとかということが議論されてまして、総理大臣のほうから10万円の一括給付ということでは言われているところであります。

それで、これ町長が言うように大至急やっぱり支給をすると、年内にという考えの下、事務方で進めているのかなというふうに思っておりますけれども、これ国の関係でいえば、何か所得制限だとかいろいろ何かものがあるというふうに新聞報道等で見ているのですけれども、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。ちょっと分かることがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、もともと国の制度と、この給付金の制度といたしまして、対象者が年収960万円を超える世帯は除くということになっておりますので、当町もそのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今、福祉課長のほから960万円ということで、いわゆる960万円というのは片っ方というか両方合わせたものではないというふうに理解しているのですけれども、いわゆる私が960万円例えばあって奥さんは950万円しかなくて、奥さんも950万円しかないということは当たるということなのですよ、これね。ちょっとそこら辺。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） この960万円の年収の部分なのですけれども、世帯主というよりはその世帯で主に生計を維持している一番高い方の収入というふうに考えています。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） そう考えれば、御夫婦で1,800万円、900万円あっても、もらえるということなのですね。960万円以下なら。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

この960万円は世帯として旦那さんがいて奥さんがパートで扶養に入っている。子供さんは2人の場合のその世帯だったら960万円の、高いほうは960万円以内だったら支給対象で、どちらかが960万円を超えたら対象にならないというのは、その960万円は子供さん2人と奥さん1人ということなので、世帯構成によってその960万円という金額は変わります。基本的には今児童手当を特例給付ではなくて、普通の支給で頂いている、支給されている世帯が対象という形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ということは、お子さんがいわゆる人数によっても変わって、960万円と言われているのは最高

で、それ以下であれば世帯主がそれ以下であれば当たるだとか、あとお子さんのあれによってまた違ってくるといふ部分では、そうしたら先ほど言ったように、片っ方が500万円ぐらいで片っ方が950万円以下だったら、そのお子さんの人数によって変わってくるので、それは支給されるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） お子さんが2人で奥さんが1人、どちらかが960万円超えたら当たらない。両方とも950万円だったら当たるというのが一般的なその説明として言っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） それなら理解できるのです。

それで、足寄ではそんなそんなこんな大きい金額というのは相当大きな企業に勤めているか、例えば農家の方だったら超える方が中にはいるのかなという心配もあります。そういったことで考えれば、やっぱり所得制限はあるにしろやっぱり子育ては平等だということ考えますと、ちょっと厳しい状況も一方では出てくるのかなというふうに思ってますけれども、いずれにしてもこういったことで町が進めていくということで、早急に年内に当たるようによろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第3 意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(吉田敏男君) どうしましたか。

(「配られてない」と呼ぶ者あり)

配られていない。かばんの中か。初日に配ったということでありませぬ。

それでは続けます。

◎ 意見書案第10号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第4 意見書案第10号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第10号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の件は、原案のとおり可決さ

れました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長（吉田敏男君） 追加日程第5 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長（吉田敏男君） 追加日程第6 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第4回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 3時36分 閉会

令和3年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員